

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の規定に基づく閲覧の方法（平成13年岩手県告示第317号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>2 閲覧所の場所</p> <p>(1) 政令第5条第2項第2号及び第6条の規定による閲覧並びに政令第7条第4項の規定により公衆の閲覧に供する事項等のうち同条第1項各号の規定により公表する事項等の閲覧 行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。以下同じ。）、行政情報サブセンター（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等（盛岡地区合同庁舎、奥州地区合同庁舎江刺分庁舎、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎、一関地区合同庁舎千厩分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。）内に設置されている情報公開窓口をいう。以下同じ。）及び<u>盛岡広域振興局経営企画部</u>内</p> <p>(2) 政令第7条第4項の規定により公衆の閲覧に供する事項等のうち同条第2項及び第3項の規定により公表する事項等の閲覧</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 設定額5億円未満の県営建設工事に係る事項等</p> <p>(ア) 広域振興局が所管するそれぞれの区域内において施行される県営建設工事（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所の長が執行するものに限る。）に係る事項等 行政情報サブセンター及び<u>盛岡広域振興局経営企画部</u>内</p> <p>(イ) [略]</p>	<p>2 閲覧所の場所</p> <p>(1) 政令第5条第2項第2号及び第6条の規定による閲覧並びに政令第7条第4項の規定により公衆の閲覧に供する事項等のうち同条第1項各号の規定により公表する事項等の閲覧 行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。以下同じ。）、行政情報サブセンター（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等（盛岡地区合同庁舎、奥州地区合同庁舎江刺分庁舎、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎、一関地区合同庁舎千厩分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。）内に設置されている情報公開窓口をいう。以下同じ。）及び<u>盛岡広域振興局盛岡審査指導監</u>内</p> <p>(2) 政令第7条第4項の規定により公衆の閲覧に供する事項等のうち同条第2項及び第3項の規定により公表する事項等の閲覧</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 設定額5億円未満の県営建設工事に係る事項等</p> <p>(ア) 広域振興局が所管するそれぞれの区域内において施行される県営建設工事（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所の長が執行するものに限る。）に係る事項等 行政情報サブセンター及び<u>盛岡広域振興局盛岡審査指導監</u>内</p> <p>(イ) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	